

とく
みんなで取り組む

しょうがいしゃさべつかいしょうほう

障害者差別解消法

れいわ ねん がつ しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ しょうがいしゃさべつかいしょう
令和6年4月より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消
ほう ないよう あたら じぎょうしゃ しょう しゃ ごうりてきはいりよ ていきよう ほうてきぎ む
法）」の内容が新しくなり、事業者による障がい者への合理的配慮の提供が法的義務となり
ました。ひとりひとり しょう りかい しょう しゃ たい さべつ ゆた しゃかい
一人一人が障がいについて理解し、障がい者に対する差別のない、豊かな社会づく
りにみんなで取り組みましょう。



ほうりつ もくてき 法律の目的

くに と どう ふ けん しちょうそん ぎようせいきかん かいしゃ みせ じぎょうしゃ しょう
国や都道府県・市町村といった行政機関や、会社やお店などの事業者が、「障がい
りゆう さべつ そち さだ じっし しょう
を理由とする差別」をなくすための措置を定め、それを実施することで、障がいがあ
ひと ひと たが じんかく こせい そんちょう
る人もない人もわけへだてなく、みんながお互いに人格と個性を尊重しあいながら
きょうせい しゃかい もくてき
共生できる社会をつくることを目的としています。



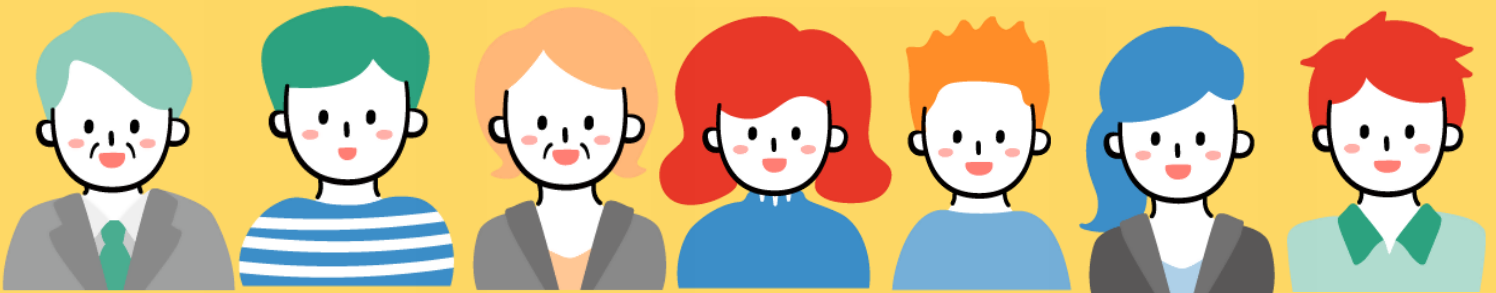
こじんじぎょうしゃ ひえいり じぎょうしゃ たいしょう 個人事業者や非営利事業者も対象です

じぎょうしゃ もくてき えいり ひえいり こじん ほうじん べつ と いっぱんてき きぎょう
事業者とは、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業や
みせ たと こじんじぎょうしゃ たいか え むほうしゅう じぎょう ひえいり じぎょう おこな
お店だけでなく、例えば個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行
しゃかいふく し ほうじん とくてい ひ えいり かつどうほうじん たいしょう
う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となります。



たいしょう しょう ひと 対象となる障がいのある人とは

しょうがいしゃ きほん ほう さだ しょう ひと しんたいしょう ちてきしょう
障害者基本法で定められているすべての障がいのある人（身体障がい、知的障が
せいしんしょう はったつしょう ふく しんしん き のう しょう ひと
い、精神障がい＜発達障がいを含む＞、そのほか心身の機能の障がいがある人で、
しょう およ しゃかいてきしょうへき けいぞくてき にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ ごんなん
障がい及び社会的障壁によって継続的に日常生活や社会生活が困難になっている
ひと しょうがいしゃ て ちょう ひと ふく
人）です。障害者手帳をもっていない人も含まれます。





差別解消のための取り組み義務について

障害者差別解消法では、不当な差別的取扱いが禁止され、障がい者への合理的配慮の提供が義務づけられています。（※事業者による障がい者への合理的配慮の提供は、令和6年4月1日より努力義務から法的義務へ改正。）

	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮の提供
内容	障がいのある人に対して、正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限することです。 	障がい者への合理的配慮に欠ける行為とは、障がいのある人の社会生活における行動を妨げる社会的障壁を取り除く配慮を怠ることです。負担になりすぎない範囲で、個別の対応をすることが求められ、障がいのある人からなんらかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、対応しないことは差別にあたります。
差別となる具体例	✕ 障がいがあるという理由で、スポーツクラブやサークルへの入会、飲食店への入店を断られた。  ✕ アパートを借りる際に障がいがあることを伝えたら、貸すことができないと契約を断られた。 	✕ 乗り物に乗る際に手助けをお願いしたのに、職員から必要な援助を受けられない。  ✕ 筆談や文章の読み上げ、ゆっくりと丁寧な説明などを希望したのに配慮してもらえない。 
行政機関	禁止	法的義務
事業者	禁止	令和6年4月1日～ 努力義務 ⇒ 法的義務

障がい者差別に関する相談窓口 高松市障がい福祉課

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

電話 (087) 839-2333 FAX (087) 821-0086

